

福島市告示第173号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者について、同法第231条の2の3第2項の規定に基づき、下記の者を指定納付受託者に指定したので告示します。

令和 7年 6月 2日

福島市長 木 幡 浩

記

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
株式会社ピアトゥー
東京都千代田区丸の内 1-8-3 丸の内トラストタワー本館 20 階
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
元気ふくしま・ふるさと寄附金（インターネットを利用して納付されるものに限る）
- 3 指定納付受託者に歳入を納入させる期間
令和7年6月2日から契約期間満了まで